

## 平群町男女共同参画推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住する者又は通勤、通学する者をいう。
- (4) 事業者 町内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに鑑み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行うよう配慮すること。

### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町行政のあらゆる分野において、施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(男女共同参画基本計画)

第9条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 町長は、基本計画を策定しようとするときは、第17条第1項に規定する平群町男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(町民等の理解を深めるための措置)

第11条 町は、広報活動等を通じて、基本理念に関する町民、事業者及び教育に携わる者(以下「町民等」という。)の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(町民等への支援)

第12条 町は、町民等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第13条 町は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第14条 町長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を妨げる行為に関し、町民等から相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 町長は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民等から苦情の申出があった場合には、適切に処理するよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものと

する。

(年次報告)

第16条 町長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(平群町男女共同参画審議会)

第17条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、町長の附属機関として平群町男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、町長に意見を述べることができる。

3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている基本計画は、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例(昭和32年8月平群村条例第2号)の一部を次のように改正する。別表に次のように加える。

54	男女共同参画 審議会委員	日額 8,000	〃	37	2,200	14,800	2,000
----	-----------------	-------------	---	----	-------	--------	-------